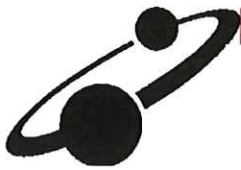


会報

令和4年4月号



発行所 〒590-0953 堺市堺区甲斐町東4丁1番10号
TEL 072-221-5115 FAX 072-221-5055
E-mail keiei_center@ockc1969.jp
URL <http://www.ockc1969.jp>
全中連（協）大阪中小企業経営センター
発行責任者 和田悦子

新規組合員募集中

税務・労務・行政・法律の
ご相談と手続きは、当経営センター
まで、お待ちしております。

★弁 護 士 井 上 健 策
★税 理 士 本 田 浩 基
★司 法 書 士 法 常 博
★社会保険労務士 山 添 浩 平
★行 政 書 士 本 田 浩 基



只今、当組合では、新規組合員を募集しております。
お知り合いなどの事業所で、まだ、ご入会頂いていない
事業所がございましたら、当経営センターまでご紹介
させていただきますよう宜しくお願い致します。
賛助会員の方は、随時、協同組合へのご入会を受け付
けておりますので、お気軽に事務局まで、お問い合わせ
くださいますよう宜しくお願い致します。

ホームページ再開のお知らせ

ホームページを再開いたしました。

(URL <http://www.ockc1969.jp>)

当ホームページでは、組合概要を始め、組合の事業内容や会報など幅広く
紹介する内容となっております。

組合員・会員の皆様にご活用していただくのは勿論のこと、新規組合員を
ご紹介していただく際に、参考資料としてご利用いただければと存じます。

今後も皆様にとって使いやすいホームページを目指して、内容を充実して
まいりますのでよろしくお願い申し上げます。

インボイス制度について

税務

～はじめに～

令和5年10月よりインボイス制度が開始されます。それに伴って適格請求書発行事業者の登録申請が令和3年10月より各事業者において徐々に行われております。そこで今回は、現在消費税の免税事業者への影響についてお話して行きます。

1. 売上先の状況によるインボイス制度化での免税事業者への影響の有無

取引先状況	一般消費者又は免税事業者	簡易課税適用事業者	通常の課税事業者
影響の有無	影響なしと考えられます	影響なしと考えられます	影響ありと考えられます

●一般消費者又は免税事業者

一般消費者や免税事業者は仕入税額控除を行わないため、インボイス（適格請求書）の保存を必要としないからです。

●簡易課税制度

業種ごとのみなし仕入れ率を乗じて算出した金額を仕入に係る消費税額として、売上に係る消費税額から、控除する消費税の制度をいいます。

従って、こちらの状況に応じて消費税の計算がなされない為、インボイスを保存しなくても仕入税額控除をおこなうことができるからです。

●通常の課税事業者

簡易課税制度の適用がない事業者又は適用が受けられない事業者（基準期間の課税売上高が5,000万円を超える事業者）については、仕入税額控除を受けるためには、インボイス（適格請求書）の保存が必要となります。

従って、免税事業者のためにインボイスが発行出来ないことにより今後の取引継続等への影響を受ける可能性があります。

～経過措置～

上記の影響も考慮し、未登録事業者（免税事業者）より請求書等が交付された場合の仕入税額控除の可否について、下記の経過措置があります。

①令和5年10月～令和8年9月末まで・・・仕入税額相当額×80%

②令和8年10月～令和11年9月末まで・・・仕入税額相当額×50%

2. 今後の対応について

①免税事業者から課税事業者及び適格請求書発行事業者を選択した場合

適格請求書発行事業者及び課税事業者となる為、今後の取引については、従来通り影響がないと考えられます。

※消費税の申告が必要となり原則的には納税が発生することとなります。

また、課税事業者として下記事項を記載した請求書を作成する必要があります。

適格請求書（仕入税額控除の条件）令和5年10月～

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称
- ②登録番号
- ③課税資産の譲渡等を行った年月日
- ④課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である場合はその旨)
- ⑤税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して
合計した金額及び適用税率
- ⑥税率ごとに区分した消費税額等
- ⑦書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

②価格引き下げ等による取引継続交渉

免税事業者のままでの取引では、取引先が仕入税額控除が受けられないため、今後の取引継続について、価格交渉（引き下げなど）などを行う必要があるかと思われます。

尚、両者間の価格調整については、取引上優越した地位にある事業者が、消費税の負担をも考慮した上で、双方納得の上で取引価格を設定すれば、独占禁止法上問題となるものではありません。

しかしながら、価格交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者の都合のみで著しく低い価格を設定して、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題になる可能性があります。



売上先が一般消費者・免税事業者・課税事業者と複数ある場合には、現在の免税事業者で影響がないかなど、総合的に判断して適格請求書発行事業者の登録申請を行うかを考える必要があります。

労務

令和4年度雇用保険料率について

令和4年度の雇用保険料率を下記の通りとする法律案が、令和4年2月1日に国会に提出されました。法律案が国会で成立し、雇用保険料率が決まれば令和4年4月1日より変更になる予定です。(2段階)



【今現在】

	①労働者負担分	②事業主負担分	雇用保険料率①+②
一般の事業	3/1000	6/1000	9/1000
農林水産の事業	4/1000	7/1000	11/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	12/1000

【令和4年4月1日～令和4年9月30日】

※労働者負担分は令和3年度と同じです。事業主負担分のみが増加します。

	①労働者負担分	②事業主負担分	雇用保険料率①+②
一般の事業	3/1000	6.5/1000	9.5/1000
農林水産の事業	4/1000	7.5/1000	11.5/1000
建設の事業	4/1000	8.5/1000	12.5/1000

【令和4年10月1日～令和5年3月31日】

※労働者負担分、事業主負担分共に増加します。

	①労働者負担分	②事業主負担分	雇用保険料率①+②
一般の事業	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

令和4年度の年度更新では令和3年度の確定保険料と、令和4年4月1日から同年9月30日までの概算保険料と、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの概算保険料をそれぞれ計算して納付する予定です。

(計算方法・納付方法は今現在、未定)

一人親方特別加入労災（建設業）について

特別加入者の範囲

労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする一人親方その他自営業者が特別加入できます。（大工、左官、とび職人など）

（注）労働者を使用する場合であっても、労働者を使用する日数の合計が1年間に100日に満たないときは、一人親方として特別加入することができます。

加入時健康診断が必要な場合

加入時健康診断が必要な業務の種類

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間（通算期間）	必要な健康診断
粉じん作業を行う業務	3年以上	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年以上	振動障害健康診断
鉛業務	6か月以上	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6か月以上	有機溶剤中毒健康診断

※加入時健康診断の費用は国が負担しますが、交通費は自己負担

給付基礎日額・保険料

(1) 給付基礎日額（3,500円から25,000円の16段階）

給付基礎日額とは、保険料や、休業（補償）給付などの給付額を算定する基礎となる金額（給付基礎日額が低いと保険料は安くなりますが、休業給付等の金額も低くなります）

(2) 保険料

年間保険料は、保険料算定基礎額（給付基礎日額×365日）に保険料率18/1000（建設業）を乗じたものになります。（計算式は令和3年度）

例：給付日額10,000円の場合

$$10,000 \times 365 \times 18 / 1000 = 65,700 \text{円}$$

補償の対象となる範囲

請負工事現場における作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合、請負工事に関する機械や製品を運搬する作業等が対象です。通勤災害については一般の労働者と同様に取り扱われます。

保険給付・特別支給金

療養補償給付（病院等の治療費）→→→ 無料で治療が受けれます。

休業給付 →→→ 休業4日以降1日につき給付基礎日額の80%相当額

尚、建設現場や作業場にて今まで通りの作業が出来なくても、軽作業ができるまで怪我が回復した場合は、休業給付を受けられない場合があります。

※上記のほかにも障害（補償）、遺族（補償）給付等の給付があります。

令和4年3月分（4月納付分）より
健康保険の料率が変わりました！

（大阪支部）

3月分以降の健康保険料率・厚生年金保険料率は下記の通りです。

- 健康保険 10.22%（本人負担分5.11%）介護保険該当なし
- 健康保険 11.86%（本人負担分5.93%）介護保険該当
- 厚生年金 18.30%（本人負担分9.150%）

労働保険の年度更新

労働保険事務組合、協同組合大阪中
小企業経営センターに委託されている事
業主の皆様には、4月下旬～5月初旬頃
に「お知らせ」を郵送させていただきます
ので宜しくお願い致します。



引き続き募集しております

建設業一人親方の皆様へ



当組合は建設業に従事する一人親方を募集しております。特別加入に加入すると仕事や通勤途中の傷病については治療に要した費用が支給されたり、休業補償（休業4日目以降）や障害年金等の給付が受けられます。安心して働いていただく為にも是非ご加入の検討を宜しくお願い致します。

尚、保険料や保険給付の内容等につきまして、詳細をお尋ねの方や、労働保険に関するご相談がありましたらお気軽に当経営センターまでお問い合わせ下さい。

無料法律相談の日程は、下記の通りです。ご相談ご希望の方は、相談日の二日前までに予約が必要ですので、当経営センターまで、お気軽にお電話でお申込み下さい。

		担当弁護士	時間
4月	7日(木)	井上 健 策	午後5時～
5月	12日(木)	井上 健 策	午後5時～
6月	2日(木)	井上 健 策	午後5時～
7月	7日(木)	井上 健 策	午後5時～

※5月の第1木曜日は祝日の為、第2木曜日に実施します。

無料
法律
相談



会員親睦会中止のお知らせ

年間行事といたしまして、会員親睦会の開催を予定いたしておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症は、現在のところ収束の目途もたちませず、感染の再拡大も懸念されております。会員の皆様のご健康と安全を考慮いたしまして、中止とさせていただきますたく存じます。何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

メールアドレスご登録のお願い



業務効率の改善や環境保全の観点からペーパーレス化の推進を図り、組合員・会員の皆様への様々なご連絡に電子メールを活用したいと考えております。

引き続き、メールアドレスのご登録をお願いしておりますので、ご理解ご協力の程お願い申し上げます。

経営センターファックス番号 072-221-5055

メールアドレス kumiai_center@ockc1969.jp

(※事業所名を必ずご記入いただき、上記いずれかにて送信の程お願い申し上げます。)



～今後の会報送付方法について～

- ◆メールアドレスご登録済の方々へは、今月号よりメールにて送信させていただきます。
- ◆メールアドレス未登録の方々へは、引き続き郵送にてご送付させていただきます。
- ◆各単協・団体等々の方々へは、今月号は郵送にてご送付させていただきますが、次号よりホームページにて掲載しております会報を閲覧頂ければと存じます。

☆よろしくお願い申し上げます☆

金中連（協）大阪中小企業経営センター

理事長 和田悦子

全国各地で桜が咲き始め、季節が急速に進み春本番となりました。

新型コロナウイルス感染症収束の目途が立たない中、会員様のご協力により確定申告手続を順調に進めることができました。ご協力に深く感謝申し上げます。

さて、今から遡ること1944年イギリスの首相らは、ドイツとの戦争激化により負傷し脊髄損傷となる兵士が急増することを見越して、兵士の治療と社会復帰を目的としてロンドン郊外の病院に脊髄損傷科を開設し、初代科長にグッドマン卿が任命され、スポーツを治療に取り入れられました。1948年にはロンドンオリンピックに合わせ、この病院内でアーチエリー競技大会が開催され、これがパラリンピックの原点となります。この当時すでにグッドマン卿は『将来的にこの大会が真の国際大会となり、ハンディを持った選手たちのためのオリンピックと同等な大会となるように』という展望を語っておられたそうです。『スポーツを通じた人間育成と世界平和』を究極の目的としたオリンピック直後にウクライナへの軍事侵攻を、そして、『戦争で負傷した兵士の治療と社会復帰を目的』としての歴史があるパラリンピック開催の真の只中に軍事侵攻を続行し民間人に対する無差別攻撃をも行ったロシアの行為は、いかなる理由があっても許されるものではありません。ウクライナの方々は、国外へと避難生活を余儀なくされ、不安を抱えて生活し、中にはこの戦争により大切な人が犠牲となった方も大勢おられます。

一日も早いこの戦争の収束を心より願うとともに、誰もが平穏無事を日々を過ごせる日が来ることを祈っております。